

平成 26 年 7 月 14 日
大学図書館問題研究会事務局

後援等の依頼を受けた場合の手続きについて

大学図書館問題研究会（以下、大図研）およびその支部が、後援・共催等の依頼を受けた場合の手続きは、下記のとおりとする。

1. 大図研としての後援等の依頼への対応

- (1) 大図研事務局に依頼があった場合、常任委員会で取り扱う。
- (2) 支部に依頼があり、支部が大図研による後援等が妥当と考えた場合、主催者側に後述 3. の項目の確認を取ったうえで、常任委員会に取扱いを依頼する。
- (3) 常任委員会は、1 か月以内に、可否を決定する。
- (4) 大図研事務局、支部のいずれに依頼があった場合でも、回答は、大図研事務局から主催者に対して行う。

2. 支部としての後援等の依頼への対応

- (1) 支部による後援等の可否は支部の判断による。
- (2) 回答は支部より行う。
- (3) 支部が後援等を行った場合、後日、大図研事務局へ報告を行う。そのために支部は、主催者側に後述 3. の項目を確認する。

※ 報告は「支部だより」などによる情報提供でもかまわない。

3. 後援等の可否の判断・開催報告に必要な事項。

大図研事務局および支部は、可否の判断または報告を行うために、後援等の依頼者に、以下の事項を確認する。

- a. 事業名
- b. 主催者名・代表者名・連絡先
- c. 後援・共催等の種別
- d. 大図研に期待する役務
(名義使用・広報・費用・人員など)

4. 開催の報告

- (1) 後援等を受けた者は、後日、大図研事務局又は支部に対し 3. a. ～ c. に準じた項目および、参加人数を報告する。
- (2) 支部が後援等を行った場合は、支部は常任委員会に対して、3. a. ～ c. に準じた項目をおよび、参加人数を報告する。